

理事の職務権限規程

平成25年2月25日 制定
令和7年6月2日 一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）の定款4章第13条の規定に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び業務執行理事たる専務理事、特任理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(3) 毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事、特任理事)

第6条 専務理事と特任理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事務局を統括するとともに、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(2) 毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 この規程は、令和7年6月2日から施行する。

理 事 の 職 務 権 限

決 済 事 項	決 裁 権 限		
	会 長	専務理事	特任理事
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○		
人事及び給与制度の立案に関すること	○		
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○		
国外出張に関すること	○		
国内出張（役員、重要な使用人）に関すること	○		
契約の締結	○		
支出			
一件 100万円以上	○		
一件 100万円未満		○	○
一件 30万円未満（事業関係）		○	○
セミナー等事業の実施に関すること		○	○
会費に関すること	○		
職員の教育・研修に関すること		○	
渉外に関すること		○	○
福利厚生（役員含む）に関すること		○	
外部に対する文書発簡	○		
とくに重要なもの	○		
重要なもの	○		
比較的重要なもの		○	○
（うち事業に関するもの）		○	○
一般事務連絡		○	
（うち事業に関するもの）		○	